

令和 7 年 第 7 回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 7 月 28 日(月) 午後 2 時 30 分～午後 4 時 00 分

2. 開催場所 茅野市役所 議会棟 大会議室

3. 出席委員 23 名

農業委員 (17 名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会 長	篠原 清文	8	委 員	小池 壽美
17	会長代理	小林 優一	9	委 員	長田 佐吉
1	委 員	小池 正雄	10	委 員	両角 誠
2	委 員	原 正臣	11	委 員	立木 三彦
3	委 員	伊藤 弘通	12	委 員	堀内 康久
4	委 員	加賀美 積	13	委 員	宮澤 あゆみ
			14	委 員	渡辺 ちあき
6	委 員	伊東 隼介	15	委 員	前田 ちひろ
7	委 員	樋口 一義	16	委 員	小松 誠

農地利用最適化推進委員 (6 名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委 員	小海 長雄	24	委 員	柳平 寿一
			25	委 員	伊東 賢一
22	委 員	伊藤 昇	27	委 員	宮坂 直治
23	委 員	伊藤 一人			

4. 欠席委員 4 名

5. 議事日程

第1 農業委員会長招集あいさつ

第2 主要会務報告について

第3 議事録署名委員の選任(7 番:樋口 一義、8 番:小池 壽美)

第4 総会の公開について

第5 審議

議案第 29 号 農地法第3条の規定に依る許可申請について(10 件)

議案第 30 号 農地法第 4 条の規定に依る許可申請について(4 件)

議案第 31 号 農地法第5条の規定に依る許可申請について(17 件)
 議案第 32 号 農用地利用集積等促進計画(一括方式)の決定について
 (25 件)
 議案第 33 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
 (1 件)

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 宮下 淳一
 事務局次長 五味 義人
 主 査 和氣 高史

7. 会議の概要

会長代理	皆さんお疲れ様です。定刻となりましたので、ただいまより第 7 回茅野市農業委員会総会を開催いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、総会の開催に先立ちまして、成立宣言をいたします。本日は出席者 23 名ということで、この総会が成立することを宣言いたします。よろしくお願いいたします。 それでは次第に従いまして進行していきます。農業委員会会長招集あいさつということで、篠原会長お願いいたします。
1. 農業委員会会長招集あいさつ	
会長	皆さんこんにちは。今日もお忙しい中出席をいただきましてありがとうございます。暑い中ということで、大変ご苦勞様です。本日も最後までよろしくお願いいたします。
会長代理	ありがとうございました。 続きまして主要会務報告についてということで、引き続き、篠原会長お願いします。
2. 主要会務報告について	
会長	(主要会務の報告)
3. 議事録署名委員の選任	
会長代理	続きまして、議事日程第 2 の議事録署名委員の選任について、私の方から指名させていただきます。 7 番の樋口委員、8 番の小池委員のお2人をお願いいたします。
4. 総会の公開について	
会長	本日の審議事項は、事前にお知らせしております通り、農地法による許可申請は、第 3 条 10 件、第 4 条 4 件、第 5 条 17 件となっております。また、農用地利用集積等促進計画関係が 26 件となっています。 審議内容につきましては個人的な情報が入っていますが、会議は原

	則公開として進めたいと思いますが、皆さんにお諮りいたします。 公開しても良いと判断される委員さんは、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成ということですので、本日の総会は公開で進めていきます。 (傍聴者なし)
5. 審議	
議長	それでは、議事に入ります。 日程第 5 の議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
3 番委員	7 月 18 日に宮川地区 4 名の委員で現地調査をいたしました。お手元の案内図 3-1 をご覧ください。申請地は農振地域の農地で、贈与による所有権移転の申請です。渡人は、以前より遠隔地でもあり、また手不足で耕作困難であったために、10 年前から申請地の隣接地に居住する受人に耕作を依頼しましたが、ここで渡人の申し出により贈与を行うというものでございます。現地確認をしましたが、受人は現在、自家用野菜を栽培するなど、適正な管理が行われていました。今後の自給的農業を継続していく契約となっていることから、この所有権移転は問題ないと見てまいりましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 1 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
10 番委員	7 月 23 日に、豊平地区委員 3 名で現地調査を行いました。申請地は案内図の通りです。渡人は高齢、また、遠隔地居住のため、豊平地区の財産を処分したいと、譲り渡しを希望しています。受人は、隣接地の土地と住宅を取得し、移住して農業も行いたいと、譲り受けを希望しています。現地を確認しましたが、申請地には野菜を栽培する予定で、作物は自家消費や知人友人への配布他、販売もしたいと考えていますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 2 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 3 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
10 番委員	7月 23 日に豊平地区委員3名で現地調査を行いました。申請地は案内図をご覧ください。渡人は、一身上の都合により所有地を整理していくため、譲り渡しを希望しています。受人は、自宅近くでもあり、渡人の申し出により譲り受けを希望しています。現地を確認したところ、申請地には野菜一般を栽培する予定で、機械、労働力、地域との関係などからも問題ないと考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 3 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 4 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
9 番委員	7月 23 日に豊平地区委員3名で現地を調査いたしました。申請地は案内図3-4をご覧ください。ふるさとグリーンライン沿い塩之目圃場内になります。渡人は令和4年に相続され、耕作が困難であり、手放したいということでございます。受人は経営規模拡大ということで、所有権移転売買を希望しております。この申請には問題はないと見てまいりました。ご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。

	(賛成多数) 賛成多数により、申請番号 4 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 5 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 5 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
12 番委員	7月 23 日泉野地区委員 4 名で現地調査を行いました。現地は案内図をご覧ください。渡人は承継したが遠方に居住しており、就農していないため、先代のときより耕作している受人に贈与したいということです。受人は、申請地を先々代の所有者より耕作しており、継続して耕作をしていくため、贈与を受けたいというものです。現地を確認しましたが、受人がしっかり耕作しており、今回の申請は問題ないことから、許可要件を満たすと考えます。この贈与に関して、問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 5 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 6 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 6 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
27 番委員	7月 26 日に金沢地区委員 2 名で現地確認を行いました。現地は案内図の通りです。地目は畑で現状は遊休農地、譲渡人は、財産処分のため、売買を希望。譲受人は、土地建物を一括で購入し、申請地の農地は大分荒れています。譲渡人は農地を整備し農業を行うため、購入を希望しています。機械、能力など問題ないことから、この売買は問題ないと見てきました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 6 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 7 について説明をお願いします。

次長	【申請番号 7 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
4 番委員	7 月 24 日に湖東地区委員 3 名で現地調査を行いました。渡人は申請地を耕作しておりましたけれども高齢で耕作困難、受人は申請地で自給的農業を営むというものであります。現地を確認しましたところ、この売買については問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 7 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 8 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 8 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
4 番委員	7 月 24 日に湖東地区委員 3 名で現地調査を行いました。渡人は申請地を耕作しておりましたけれども高齢で耕作困難、受人は申請地で自家用野菜の栽培を行うというため譲り受けを希望しています。現地を確認しました。申請地は受人の自宅から近く耕作利便が良いことなどから、この贈与については特に問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 8 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 9 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 9 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
14 番委員	7 月 15 日以前に、北山地区委員 3 名で現地確認を行いました。申請事由に関しましては資料の通りで、受人の方は地元の方で主に農林業を営んでおり、農作業に関しては 40 年近く経験があります。経営規模の拡大として、米づくりを行いたいとのこと。自宅から 5 分ほどであるため特に問題はなく、地域の水利調整等協力して行うということです。所有権の移転には問題ないと思いますが、稲作としての復旧にはかなり手を加える必要がある

	と思われますので、定期的に現地調査確認をしていきたいと思っております。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 9 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 10 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 10 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
15 番委員	7月 15 日に北山地区委員3名で現地確認を行いました。現地はすでに水稲が栽培されていました。受人は長年夫婦で農業に従事しており、耕作能力に問題はなく、この売買は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 10 は原案通り決定いたします。
1 番委員	3 条に関して、今回出てきた 10 件についてですが、令和5年の4月1日から、下限面積が撤廃されましたよね。この 3 条で農地を取得するときに、3反歩以上作っていないと新しく買えなかったんだけど、もうそれをゼロからでもいいという形になって、ここで3年目になって、今になってこの下限面積撤廃の効果が出てきたようですね。例えば、今回ののは、1 番2番ですね。それから、6番7番8番。これ、みんな自給的農業ですよ。だから、過去の段階だったら、これ、3 条での取得は不可能だったのが可能になっている。今回この 5 件だったら、半分ですね。我々のこの委員会で扱う、この 3 条での取得というものに関して、あるいは言い方を変えると、茅野市の新たな農地取得者の動向というものに大きな変化が現れてきているということも言えるんじゃないのかなという感触を持ちました。今日報告を聞かせていただいて、そういった認識を共有して今後この許可に当たっていくことが必要じゃないのかなと思います。
議長	貴重な意見をありがとうございました。

議長	続きまして議案第 30 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号 4-1、5-1 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
8 番委員	7月 22 日に、ちの地区委員 2 名で現地を確認しました。申請地は、地図の通りとなっております。で申請地は相続により取得した土地ですが、3 人とも農業経験がなく農機具も所持していないため農地の維持管理ができず、今後農地として使用する予定もないということです。申請地周辺には、商業施設や公園もあり、国道 20 号バイパスも近くにあり、市街地へのアクセスも良いということで、ここへ入居者が見込まれる賃貸住宅を建築するということです。被害防止措置についてですが、敷地の雨水については、地下浸透処理、隣接する用水路はありません。汚水は茅野市公共下水道に接続します。計画の建物は 2 階建てで隣接農地への日照や通行に関する影響は軽微で、隣の土地は申請人の土地であるということです。また夜間の照明につきましても、駐車場の明かり等最低の防犯ということで、周辺農地への影響は軽微です。なお、境界確認および隣地への説明は終了しています。目的の通り宅地へ転用をしても問題ないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さん、および事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決いたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 1 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
3 番委員	7月 18 日に宮川地区委員 4 名で現地確認を行いました。ただいま事務局から説明がありましたように、昭和 52 年に父親が建てた賃貸住宅ですけれども、その際に、農地転用の許可を得ていなかったということが判明して、今回、地目を畑から宅地へ変更する許可を、顛末書を添えて、申請に至ったということです。顛末書の記載内容をちょっと説明します。申請者は平成 13 年に父の死去に伴う相続によって、申請地の土地及びその土地の上に建築されている未登記の建物 10 棟を取得しましたが、ここで老後のことなどを考えて売却を検討し、調査をした結果、土地の地目が畑のままとなっており、農地法の手続きがされていないということがわかったということです。賃貸住宅建

	築の手続きの状況については、父からは何も聞いていないため、詳細は不明ということでした。現地確認をしましたところ、築年数が 50 年経っているということで、そういった建物、平屋の住宅が 10 棟建っていることが確認できました。また今回の申請にあたりまして、隣接する農地が東側と西側にございますけれども、その所有者にも説明が済んでいます。また、被害防除措置も適正に行われていると見てまいりました。この申請については、許可は致し方ないと考えますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
Ⅱ 番委員	こういう場合、役所で固定資産税の課税とかで調査をしていると思うんですが、そういうものにもかかっていなかったのか、その点はどうなんでしょうか。
次長	固定資産税については現況での課税という形になるので、もう長く宅地という扱いになってきたんだと思います。あとはかなり時間の経過があるので、また経過等は調べてみようと思いますが、そういうところからも漏れてしまっていたんだろうなと思います。
Ⅱ 番委員	じゃあ税金は宅地として課税されていたという理解でいいんですね。
次長	そうであると思われます。
議長	その他に質問等ありますか。 ないようですので採決に入ります。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 2 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 3 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
Ⅱ 番委員	7 月 23 日に泉野地区委員 4 名で書類及び現地を確認しました。現地は申請書の通り、住宅の周りを菜園として利用しています。周辺防除措置に問題はなく、将来の相続等を考えると、本申請は妥当なものと考えます。よって、委員 4 名は本件案件は許可相当と、判断いたしました。以上報告します。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決に入ります。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 3 は原案の通り決定いたします。

次長	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
16 番委員	7 月 26 日に地区委員 2 名で現地を確認してまいりました。申請地は案内図の通りでございます。申請者は県外に居住してまして平成 29 年 5 月に所有権移転ということで取得されたようです。国道沿いで交通量が多いということで表の出入り口が非常に危険であるということで、裏の方に駐車場を新設することを検討しているそうです。被害防除措置につきましては、法面保護は現状のままということで、雨水排水につきまして構造上問題ないと考えられます。また、隣接する農地はありません。よってこの転用許可申請は問題ないと見てまいりました。ご審議よろしく願いいたします
議長	ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	その他質問や意見のある方は挙手をお願いします。 ないようですので採決に入ります。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 4 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
8 番委員	7 月 22 日に地区委員 2 名で現地を確認しました。申請地は準工業地帯ということで、北側に事業所の建物、西側には集合住宅、東側には市道、南側は農地となっています。渡人は相続で取得した土地ですが、資産整理のために購入希望のある受人に売却したい、受人は戸建て住宅を建てたいということです。被害防除措置については、平面であり法面はありません。工事中は粉塵等が飛散しないように周辺を防塵ネットで囲います。敷地内の雨水は地下浸透処理、汚水は公共下水道に接続します。計画建物は平屋であり、南側の隣接農地については 10m 程離して建てるため、日照や通風への影響はないと考えられます。境界確認および隣地への事前説明は終了しています。目的のとおり住宅用地としての転用は問題ないと見てまいりましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。

	承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 2 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 3 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
8 番委員	7 月 22 日に地区委員 2 名で現地を確認しました。申請地は準工業地帯ということで北側と西側には市道、東側は住宅、南側は農地となっています。渡人は高齢により耕作ができず、近年は荒地地として放置されていましたが、申請地に隣接してホテル建築の計画があり、従業員の駐車場を探しているという要望があるため、駐車場として賃貸したいということです。受入人は、新規でホテルの建築にともなう従業員用駐車場を借りたいということです。被害防除措置について、法面はコンクリートブロックを 2 段重ねで保護して造成工事中は仮設の排水を確保するなどの必要な措置を講ずることです。雨水は地下浸透処理、用排水路には影響がないように施工することです。隣地の農地所有者はホテル建設用地として貸している方ということで、協力を得ていただいているということです。目的のとおり駐車場としての転用は問題ないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしく願います。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決に入ります。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 3 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 4 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
19 番委員	7 月 18 日に宮川地区委員 4 名で現地確認を行いました。案内図は 5-4 をご覧ください。北と西側は駐車場、東側はお寺の境内と道路、南側は農地ですが、貸人の所有です。使用貸人である父は、次男の住宅を建築するもので、本申請地を無償で使用させます。隣接地の水田には土砂が落ちないよう、コンクリート擁壁を造る計画です。またこの水田は父の名義のため紛争の心配はありません。上下水道は父の所有するものを使用します。この申請は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。

議長	ないようですので採決に入ります。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 4 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 5 について説明をお願いします。
議長	【申請番号 5 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
1 番委員	7 月 18 日に宮川地区 4 名の委員で現地を確認いたしました。申請地は、案内図 5-5 をご覧ください。渡人は、農振地域外の土地区画整理された第一種住居地域の放置田畑 745 m²を購入を希望する不動産業者に売却、受人である不動産業者は、購入地を 2 区画の住宅用地として造成販売するための許可申請です。譲渡人は、高齢による手不足で耕作が困難になり、農地としての管理が困難です。土地を購入する不動産業者は、土地区画整理地であり、子育て世代向け住宅用地として造成販売を考えています。現地を確認しましたところ、本土は住宅地に残された草の茂った放置田畑です。2 面が市道に、1 面が住宅に接しておりまして、もう一面は段差のある下の農地で、隣接住居居住者が借り入れて家庭菜園として綺麗に利用中でした。住宅建築においては現在の耕作中の農地耕作が可能な日常を確保する配慮が必要です。農地所有者には遠隔地居住のため、説明文書を送付済みです。転用はやむを得ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願います。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 5 は原案の通り決定いたします。
	(申請番号 6 は申請取下げ)
議長	続きまして申請番号 7 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 7 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
9 番委員	7 月の 23 日、豊平地区委員 3 名で現地調査をいたしました。申請地は 5-7 をご覧ください。渡人は一身上の都合により、土地を整理する目的で申請地の近隣に住む受人に譲渡の話を申し入れたということでございます。受人の住宅は、申請地のすぐ近くに位置しておりまして、進入道路は狭く、長年不安を感じていました。今回、申請地及び隣接地を譲り受けることで、進入

	路の拡幅を行い、安全かつ円滑な進入路を確保したく申請されました。この件の申請に問題ないと見てまいりましたので、ご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決いたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 7 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 8 から 11 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 8 から 11 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
6 番委員	7 月 22 日に、玉川地区委員 3 名で現地調査を行いました。申請地は賃貸住宅事業用地として平成 12 年に農地転用許可が下りていましたが、その後不動産需要の低下により計画が変更され、現在まで手付かずのままでした。荒れ地となっており、近隣からの苦情も寄せられたため、今回碎石を敷き、雑草処理対策をして資材置き場としての利用に計画を変更することです。雨水排水は自然浸透にて敷地内処理を行い、法面の保護は崩れる可能性があれば対応することです。その他被害防除措置は適切です。計画変更は致し方ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 8 から 11 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 12 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 12 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
12 番委員	7 月 23 日に、泉野地区委員 4 名で現地調査を行いました。渡人は 2024 年に住宅建設地として申請地を取得しましたが、住宅建設費の高騰のため、建設を断念し、新たな買い主を探すこととなりました。受人は、住宅の建設はもとより、家庭菜園の生活を希望しており、茅野市の環境のすばらしい土地を選定できたということでした。現地を確認しましたが、地域の関係などを見ても問題ないところから、この売却に関しては問題ないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いします。

議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 12 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 13 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 13 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
4 番委員	7月 23 日に、泉野地区委員4名で現地調査を行いました。現地は案内図のとおりです。渡人は高齢手不足で申請地の耕作管理が困難なため、受人の住宅用地として使用をさせたい。受人は現在家族で借家暮らしをしていましたが手狭なため、住宅を建築して移住したい。将来的にも、受人は地元区内で生活することを希望しており、申請地は実家や保育園、学校にも近く子育てにも利便な立地であるため選定したということです。現地を確認しましたが申請地は受人の要望通りの環境で問題ないことから、許可要件を満たしていると考えられます。この転用は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議のほどをお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 13 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 14 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 14 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
4 番委員	7月 26 日に金沢地区委員2名で現地確認を行いました。現地は案内図の通りです。地目は畑3筆で、現状は周りが山林化している遊休農地となっています。譲渡人は人手不足で耕作ができない。譲受人はハケ岳が一望できる申請地に住宅を建て、父母と移住したいと希望しています。被害防除措置も適切で、周りに水路もなく、隣の農地は家庭菜園として使用するため、隣の畑、10 数年遊休農地となっている農地ありますが、そこも日照通風などの、影響はありません。資金的にも十分で、この売買は問題ないと見てきました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。

議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 14 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 15 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 15 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
4 番委員	7 月 24 日に湖東地区委員 3 名で現地確認を行いました。申請地は西に宅地と接しております。当初計画した渡人については事務局の説明のとおりで、継承者である受人は現在遠方にお住まいで、実家に近い場所に移住を希望しており、申請地に住宅を建築する予定ということです。現地確認を行いました。隣接地との境界確認は済んでおります。雨水排水は地下浸透、汚水排水は浄化槽、その他被害防除措置は適切です。目的のとおり住宅を建築しても問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 15 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 16 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 16 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
4 番委員	7 月 24 日に湖東地区委員 3 名で現地を確認いたしました。申請地は西に受人の資材置場があり、その続きの農地で、東と南に農地、北に市道と接しております。渡人については事務局から説明があったとおりです。現地を確認しました。隣接農地の所有者については事前に説明が済み、雨水排水は地下浸透で、資材を置くことによる日照や通風等の影響は軽微であることが考えられますので、資材置場としての転用は問題ないと見てまいりました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 16 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 17 について説明をお願いします。

次長	【申請番号 17 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
15 番委員	7月 15 日に北山地区員3名で現地確認を行いました。現地は綺麗に草刈りされ、管理されておりました。現地の東側に農地がありますが、申請地が一段下にあること、また建築される家屋が平屋建てであることから、農地に対する影響は軽微と考えられます。隣地の農地所有者への説明も進んでいます。被害防除措置も適切で、この転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 17 は原案の通り決定いたします。
議長	次に、議案第 32 号「農用地利用集積等促進計画(一括方式)について」について説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 から 25 について議案書をもとに説明】
議長	質問や意見のある方は挙手をお願いします。
1 番委員	最初のほうの方ですけど、キャベツということたくさん続いている、11 番から 19 番の方も野菜ということが続いてるんですけど。このキャベツの方は、規模拡大なのか新規なのか、その辺のところはどうなっていますか。それから認定農業者なのか、年齢はいくつなのか。そういったところがちょっと気になりますね。
次長	まず、申請番号 11 番からの受入の方、こちらの方は野菜、トウモロコシや水稻等を作っている方で、認定農業者の方です。申請番号2番から 10 番の、こちらの方については広域の認定を取っていたかと思えます。いずれもかなり大規模にやっていて今後も拡大していきたいということで、人を雇用して大規模にやっていく方ということです。
1 番委員	ということは新規じゃなくて、現にやっている方が経営規模拡大を図って、ということで、ここへ出てきているということですね。 それからあと1点、前回も申し上げましたが、取得した後の経営規模に関して、以前はどれだけの規模になるかという形で出てきていましたけど、そういうところも我々農業委員が農地パトロールのときとか、もちろん、タブレットを見たら出てくることは出てくるんですけど、可能であればやっていただきたいなと思います。例えばですね、この玉川の方、非常に大きくやっている方ですけど、こういった方々の経営動向も、どれくらいあってどれくらい増やしているのか。この方に関してだけではなくて全部の方に関してですけれども、そ

	ういったことも我々が把握したり、事務局も把握して認識を新たにしたり、新たな枠組みや施策を考えたり、そのためにも、そういったことをやっていただけるとありがたいと思います。よろしくお願い申し上げます。
次長	先月の総会のときにも同様のご意見をいただいて、3条とかではなくてこの中間管理事業で集積していくときに、受人の方がどれくらい集積しているのか見えたほうがいいのではないかというご意見ということではよろしいでしょうか。
1 番委員	どんなような形で茅野市の中で集積が進んでいるのかというところを我々農業委員も把握できると思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	その他、ご意見等ありますか。 それでは採決をいたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により、原案の通り決定いたします。
議長	次に、議案第 33 号「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)について」について説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに説明】
議長	ただいま事務局より説明がありましたが、質問等ありましたら挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により、原案の通り決定いたします。
議長	以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。それでは以上をもちまして、茅野市農業委員会第 7 回総会を閉会いたします。

令和 7 年 7 月 28 日

議 長

委 員

委 員